

(2) 学費・奨学金関係

①北里大学学費の納入及び学費の取り扱いに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北里大学学則第43条から第45条まで及び北里大学大学院学則第54条から第56条までの規定に基づき、学費の納入及び学費の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(学費の定義)

第2条 この規程において「学費」とは、入学金、授業料、施設設備費及び教育充実費をいう。

(納入方法)

第3条 学費は、年額を一括して前期に納入（以下「全納」という。）し、又は年額の2分の1ずつを前期及び後期の2回に分けて納入（以下「分納」という。）するものとする。

- 2 学費のうち入学金は、全納とする。
- 3 学費のうち授業料、施設設備費及び教育充実費は、全納又は分納のいずれかによるものとする。
- 4 北里会費（委託徴収）は、全納とする。

(入学試験合格者への適用)

第4条 入学試験合格者は、学費のうち入学金を入学手続時に全納する。学費のうち授業料、施設設備費及び教育充実費は、全納又は分納のいずれかによるものとする。ただし、医学部学士入学者（9月入学）は全納のみとする。

- 2 諸会費等は、入学手続時に全納する。
- 3 入学試験合格者とは、学校推薦型選抜試験合格者、総合型選抜試験合格者、一般選抜試験合格者、特別選抜試験合格者及び編入学試験合格者をいう。
- 4 入学試験合格者で、入学手続を終了した者（入学予定者）が入学辞退を願い出たときは、所定の期日までに辞退手続を完了すれば、入学金以外の納付金を返還する。ただし、学校推薦型選抜試験・総合型選抜試験合格者は、本大学の専願者として取り扱うので、入学の辞退がやむを得ない理由（病気、怪我等で就学が困難になった場合）と本大学が認めた場合に限り、入学金以外の納付金を返還する。
- 5 本大学の学生で、新たに入学試験を受け、本大学の他の学部又は同一学部内の他の学科若しくは他の専攻に合格した者が願い出たときは、既納の入学金相当額を新たに入学する学部、学科、専攻の入学金から減額するものとし、差額に不足がある場合はそれを徴収する。
- 6 大学院の入学試験合格者で、本大学を卒業した者（見込み者を含む。）又は本大学院を修了した者（見込み者を含む。）は、入学金を免除する。

(納入期日)

第5条 学費は、毎年前期は4月1日から4月30日までに、後期は10月1日から10月31日までに所定の額を納入するものとする。

(延納)

第6条 所定の期日までに学費を納入できない者が学費の延納を願い出たときは、2ヵ月以内の延納を認めることができる。

- 2 延納を希望する者は、前期は4月30日までに、後期は10月31日までに学費延納願を学部事務室又は研究科事務室に提出しなければならない。

(滞納処分)

第7条 前条の手続なく学費を滞納したときは、次の各号の資格を停止する。

- (1) 授業の出席及び定期試験等を受験すること。
 - (2) 通学証明書及び学校学生生徒旅客運賃割引証の発行を受けること。
 - (3) 本学各図書館図書の貸出しを受けること。
- 2 学費納入の督促を受けた者が、指定した期日までに学費を納入しないときは、大学学則第41条又は大学院学則第50条の規定により除籍する。
- 3 学費未納期間の、単位の認定は行わないこととする。

(返還)

第8条 いったん納入した学費は、別に定める場合を除き、一切返還しない。

- 2 「別に定める場合」とは、次の各号をいう。

- (1) 入学試験合格者で第4条第4項に該当するとき。
- (2) 学費を全納した者が学年の初め又は途中で休学し、又は退学し、学費減免の対象となったとき。
- (3) 前期分の学費を納入した者が学年の初めで休学し、学費減免の対象となったとき。
- (4) 後期分の学費を納入した者が学年の途中で休学し、又は退学し、学費減免の対象となったとき。
- (5) 死亡除籍となったとき。死亡時期が9月30日以前の場合は、当該年度学費を全額返還する。また死亡時期が10月1日以降の場合は、当該年度後期学費を返還する。
- (6) 学費の過払いがあり、返還する必要があると認められたとき。

(休学期間中の在籍料)

第9条 休学を認められた者で次の各号の一に該当するものは、休学期間に応じ、授業料、施設設備費及び教育充実費を免除し、在籍料を徴収する。在籍料納入額は別表1のとおりとする。

- (1) 1年間休学

学年の初めから継続して1年間休学を許可された者（前年度の3月31日までに休学を願い出て4月1日から休学を認められた者及び5月31日までに休学を願い出て4月1日にさかのぼって休学を認められた者）

- (2) 前期休学

学年の初めから休学を許可され、後期授業開始日に復学する者（前年度の3月31日までに休学を願い出て4月1日から休学を認められた者及び5月31日までに休学を願い出て4月1日にさかのぼって休学を認められた者）

- (3) 後期を含む6か月以上1年未満休学

学年の途中で休学を許可された者で、休学期間が6か月以上1年未満の者（休学期間6か月には10月1日から3月31日までが該当する。ここでは10月31日までに休学を願い出、6か月又は年度内のそれ以上の期間、休学を認められた者）

- 2 休学を認められた者で各号の一に該当する者は、既納の学費の中から相当額を返還する。

- (1) 学費を全納した者が前項第1号から第3号に該当するとき。

(2) 前期分の学費を納入した者が前項第2号に該当するとき。

(3) 後期分の学費を納入した者が前項第3号に該当するとき。

3 大学院学生が大学院学則第47条第2項により、年度内に復学したときは、減額し、又は返還した相当額を改めて徴収する。

(退学時の学費)

第10条 退学を認められた者で次の各号の一に該当するものは、退学の時期及び学費の全納又は分納の態様に応じ、5割を限度として授業料、施設設備費及び教育充実費の納入を免除し、又は既納の学費の中から相当額を返還する。

(1) 学費全納者

ア 9月30日までの退学者（10月31日までに退学を願い出て9月30日にさかのぼって退学を認められた者を含む。）には、授業料、施設設備費及び教育充実費の年額の5割を返還する。なお、1年間の休学を認められていた者が退学する場合、休学期間中の在籍料についても、後期分に相当する5割を返還する。

イ 10月1日以降の退学者には、学費を返還しない。

(2) 学費分納者

ア 9月30日までの退学者（10月31日までに退学を願い出て9月30日にさかのぼって退学を認められた者を含む。）には、後期分の授業料、施設設備費及び教育充実費の納入を免除する。

イ 後期分の学費を納入した者がアに該当するときは、後期分の学費を返還する。

2 学費分納者が11月1日以降に退学を願い出たときは、後期分の学費を徴収する。後期分の学費を納入しないときは、除籍とする。

3 前期分の学費を未納の者が退学を願い出たときは、前期分の学費を徴収する。学費を納入しないときは、次による。

(1) 4月30日までに退学を願い出たときは、前年度の3月31日にさかのぼって退学を認める。

(2) 5月1日以降に退学を願い出たときは、除籍とする。

4 退学者及び除籍者には、既納の諸会費等のうち同窓会会費を返還する。

(卒業延期時の学費)

第11条 卒業延期者は、前期分の学費を4月30日までに納入するものとする。

2 9月30日までに卒業を認定されなかった者は、留年とし、後期分の学費を10月31日までに納入するものとする。

(再入学時の学費)

第12条 退学者で再入学を認められた者の学費は、次のとおりとする。

(1) 入学金は、免除する。

(2) 授業料、施設設備費及び教育充実費は、再入学した学年の学費を適用する。

2 除籍者で再入学を認められた者の学費については、別に定める。

(転学部時の学費)

第13条 転学部を認められた者の授業料及び施設設備費等は、転入先の学部の学科及び学年の学費を適用する。

(論文審査料の取扱い)

第14条 博士の学位の授与を受けようとする者で、北里大学大学院博士課程を経ないものが学位論文を提出してその審査を受けようとする場合の論文審査料の納入及び減免については、北里大学学位規程及び北里大学大学院研究科の内規の定めるところによる。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、北里大学学部長会又は北里大学大学院委員会の議を経て北里研究所理事会で決定する。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 北里会会費の納入については、学費に準じて取り扱う。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成13年度入学者及び在学者から適用する。
- 3 この規程の施行に伴い、休学期間中の授業料免除の取扱い（昭和63年4月1日施行）は、廃止する。
- 4 昭和60年4月1日施行の附則から第1項を削除する。
- 5 科目等履修生の登録料、履修料及び教職課程履修料、学芸員養成課程履修料その他の特別課程・コース履修料は、別に定める場合を除き、この規程に従って取り扱う。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成17年度入学者及び在学者から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成13年4月1日施行の附則から第6項を削除する。

附 則（北学総第29-10853号）

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則（北学総第2018-08708号）

この規程は、2018年11月16日から施行する。

附 則（北学総第2018-10836号）

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則（北学総第2020-04354号）

（施行期日）

この規程は、2020年8月1日から施行する。

附 則（北学総第2020-11574号）

（施行期日）

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則（北学総第2021-10214号、北学総第2021-12877号）

（施行期日）

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則（北学総第2022-13528号）

（施行期日）

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則（北学総第2023-13431号）

（施行期日）

この規程は、2024年4月1日から施行する。

別表 1 休学期間中の在籍料納入額

【薬学部、獣医学部、海洋生命科学部、看護学部、理学部、未来工学部、健康科学部】

< 1 年次（休学期間：1 年間） >

学費の 5 割相当額

< 1 年次（休学期間：前期のみ、又は後期を含む 6 か月以上 1 年未満） >

前期分又は後期分学費の 5 割相当額

< 2 年次以降（休学期間：1 年間） >

120,000 円

< 2 年次以降（休学期間：前期のみ、又は後期を含む 6 か月以上 1 年未満） >

60,000 円

【医学部】

< 1 年次（休学期間：1 年間） >

学費の 5 割相当額

< 1 年次（休学期間：前期のみ、又は後期を含む 6 か月以上 1 年未満） >

前期分又は後期分学費の 5 割相当額

< 2 年次以降（休学期間：1 年間） >

900,000 円

< 2 年次以降（休学期間：前期のみ、又は後期を含む 6 か月以上 1 年未満） >

450,000 円

【医療衛生学部】

< 全学年（休学期間：1 年間） >

120,000 円

< 全学年（休学期間：前期のみ、又は後期を含む 6 か月以上 1 年未満） >

60,000 円

【大学院】

< 休学期間：1 年間 >

学費の 5 割相当額

< 休学期間：2 か月以上 1 年未満 >

前期分又は後期分学費の 5 割相当額

※薬学部、獣医学部、医学部、海洋生命科学部、看護学部、理学部、未来工学部及び健康科学部における学部 1 年次の休学について、休学理由が「病気又は正課課外活動中の事故」の場合は、2 年次以降と同様の取り扱いとする。